

○都留市福祉タクシー利用料金助成事業実施要綱

(平成4年7月1日訓令第4号)

改正 平成11年4月1日訓令第6号 平成12年4月1日訓令第5号
平成17年9月29日訓令第13号 平成22年3月26日訓令第4号
平成23年7月29日訓令第16号 令和3年12月27日訓令第13号

(目的)

第1条 この要綱は、在宅の重度心身障害者(児)が、タクシーを利用する場合にその料金の一部を助成することにより、当該重度心身障害者(児)の行動範囲の拡大と社会参加を促進するとともに、その世帯の経済的負担の軽減と福祉の増進を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 この事業の助成対象者は、都留市内に住所を有する者で、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、社会福祉施設の入所措置者並びに地方税法第162条に規定する自動車税及び同法第454条に規定する軽自動車税の減免を受けた者、並びに山梨県心身障害者自動車燃料費助成事業の助成を受けた者を除く。

- (1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者で、障害の程度が身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)第7条第3項別表第5号に規定する1級及び2級に該当する者
- (2) 知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)に基づく療育手帳の交付を受けた者で障害の程度がAに該当する者
- (3) その他、市長が特に認める者

(申請等)

第3条 この事業の助成を受けようとする者は、都留市福祉タクシー利用券交付申請書(様式第1号)により、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項に規定する申請があったときは、内容の審査を行い助成の可否を決定し、都留市福祉タクシー利用券交付可否決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(助成の条件)

第4条 この要綱による助成は、市長が指定した一般乗用旅客自動車運送業を営むものが運行の用に供しているタクシーを前条第2項により助成の決定を受けた者(以下「受給者」という。)が利用した場合に行うものとする。

(助成額及び助成限度)

第5条 助成額は、利用1回につきタクシーの中型初乗運賃の額(以下「初乗運賃等」という。)とし、助成の対象となる利用回数限度は、年間24回とする。

(利用券の交付)

第6条 市長は受給者に、障害者福祉タクシー利用券(様式第3号)(以下「利用券」という。)を交付する。

2 利用券の交付枚数は、交付決定した日の属する月からその年度の3月までの月数を2倍した数とする。

(利用方法)

第7条 受給者は、利用券によりタクシーを利用しようとするときは、降車の際、身体障害者手帳を提示し、利用券に必要事項を記入のうえタクシーの運転者に手渡すものとする。

2 受給者は、タクシー料金メーター表示額から身体障害者割引額を控除した後、利用券に表示してある初乗運賃等の額を控除した額を当該運転者に支払うものとする。

(保護者)

第8条 受給者が第3条に規定する申請及び利用券の管理をすることができない事情があるときは、保護者が代わって当該申請及び利用券の管理をすることができるものとする。

(資格喪失の届出)

第9条 受給者が次の各号のいずれかに該当したときは、受給者又は保護者は直ちに、都留市福祉タクシー利用券資格喪失届(様式第4号)に未使用の利用券を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 死亡したとき

(2) 障害程度の変更により受給資格がなくなったとき

(3) 都留市に住所を有しなくなったとき

(4) 市長が必要と認めるとき

(紛失、破損等の届出)

第 10 条 受給者又は保護者は利用券を紛失し、破損し若しくは汚損し、又は盗難にあったときは、速やかに、都留市福祉タクシー利用券紛失・破損等届出書(様式第 5 号)によりその利用券を添えて市長に提出しなければならない。ただし、紛失又は盗難により利用券を添えることができない場合は、この限りではない。

2 市長は前項の届出があった場合、自然災害等により破損若しくは汚損し、利用券の使用が困難な場合は利用券を再交付することができる。

(譲渡又は不正使用の禁止)

第 11 条 受給者は、利用券を他人に譲渡し、又は不正に使用してはならない。

(利用券の返還)

第 12 条 市長は、受給者がこの要綱に違反したとき、又は不正に利用券を使用したときは、交付済みの利用券を返還させることができる。

2 前項の場合において受給者が既に使用した利用券については、金銭により返還させることができる。

(補則)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(平成 11 年 4 月 1 日訓令第 6 号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成 12 年 4 月 1 日訓令第 5 号)抄

1 この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成 17 年 9 月 29 日訓令第 13 号)

この訓令は、平成 17 年 9 月 29 日から施行する。

附 則(平成 22 年 3 月 26 日訓令第 4 号)

この訓令は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年 7 月 29 日訓令第 16 号)

この訓令は、平成 23 年 8 月 1 日から施行する。

附 則(令和 3 年 12 月 27 日訓令第 13 号)

(施行期日)

1 この訓令は、令和 4 年 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令の施行の際現に交付されている改正前の都留市福祉タクシー利用料金助成事業実施要綱第 6 条第 1 項に規定する都留市福祉タクシー利用券は、その有効期限までの間は、なおその効力を有する。

様式第 1 号

都留市福祉タクシー利用券交付申請書

[別紙参照]

様式第 2 号

都留市福祉タクシー利用券交付可否決定通知書

[別紙参照]

様式第 3 号

障害者福祉タクシー利用券

[別紙参照]

様式第 4 号

都留市福祉タクシー利用券資格喪失届

[別紙参照]

様式第 5 号

都留市福祉タクシー利用券紛失・破損等届書

[別紙参照]